

10 農林水産省 構造改革特区第21次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	農地取得に係る下限面積の緩和	都道府県	広島県
		提案事項管理番号	1023010
提案主体名	三次市		

制度の所管・関係省庁	農林水産省
-------------------	-------

求める措置の具体的内容	<p>市が認める農業に意欲のある市外からのU・I・Jターン者(個人)に限り農地取得の下限面積を緩和し、10アール未満でも農地取得を可能とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【提案理由】人口の減少や高齢化が著しい本市の中でも特に周辺地域においては、農業従事者人口が減少し、空き家や耕作放棄地の増加により、農村コミュニティが危機的状況を迎えつつある。これを食い止めるためには農業に興味がある人いかに確保するかが大きな課題である。</p> <p>現行の制度では、別紙①のとおり不都合が生じることから、特区により農業に意欲のある転入者に限り下限面積を緩和することで、極力農地を細分化しないという市の方針を保ちつつ、個人の多様な生き方を尊重し、農業に関りたいと希望する移住者の積極的な獲得及び将来の後継者としての可能性を確保していきたい。</p> <p>また中山間地の新たな雇用の場、定住者の場の1つとして、農業に興味はあるが農業専業で生計を立てるのではなく、自身で食べるだけの「農」を行い、得意なことやライフワークなど自身がやりたい仕事を両立させることによって、心豊かな生活をおくるといふ里山での新たなライフスタイルを普及・確立したい。</p> <p>そのことで若者・壮年層の定住を促進し、増加傾向にある空き家及び耕作放棄地の解消を図り、集落の中においては、安定的な専業農家と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う農家等、多様な農業者の役割分担による地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持を図り、地域全体としての発展につなげていきたい。</p> <p>【代替措置】</p> <p>規制緩和による事業目的外の農用地の取得を防ぐため、現在行っているU・I・Jターン者を対象とした別紙②三次市空き家リフォーム事業補助金交付要綱に準じた要綱を整備し、市が責任を持って対象者を厳選する。</p>

10 農林水産省 構造改革特区第21次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	市街化区域内小規模農地の権利移動規制の緩和	都道府県	愛知県	
		提案事項管理番号	1028160	
提案主体名	愛知県			

制度の所管・関係省庁	農林水産省
-------------------	-------

求める措置の具体的内容	<p>現行、農地は市街化区域の内外を問わず、権利設定・移動は農業委員会の許可を要するとされているところ、1,000 m²未満の市街化区域内の農地については規制の対象から外し農地法第3条の3の届出のみ行えば足りるとする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【事業の内容】</p> <p>都市部において、非農家による農地の権利移動を可能にすることにより、都市農業の振興及び都市部における緑地空間の確保を目指す。</p> <p>具体的には、市街化区域内の 1,000 m²未満の農地の権利移動に対する農地法3条の許可を不要とし、同法3条の3の届出のみで足りるとする。また、農地法18条は、本制度を適用して設定された賃借権には適用されないものとする。</p> <p>【提案理由】</p> <p>農地法は、農地の権利移動、転用行為及び賃借権の解除等に対して規制しているが、都市計画法の市街化区域内の農地の転用行為については、農業委員会に対するあらかじめの届出により許可が不要とされており規制が緩和されている一方、権利移動に対する規制、賃借権の解除等に対する規制は、緩和措置がない。</p> <p>権利移動に対する規制は、農家による権利移動を想定しているが、宅地見込み地として鑑定評価されている市街化区域内農地の取得を求める農家は考えられない。その結果、農地の譲渡等を考える所有者は、転用目的で譲渡等を受ける者に対して権利移動を行うこととなり、都市部の貴重な緑地空間の減少を招いている。小面積(1,000 m²未満)の農地については、非農家への権利移動を認め、少しでも農地である状態が保たれる方策を講ずべきである。</p> <p>また、耕作者の保護を目的に設けられている農地法18条の規制は、保護の対象が農業を生業としている者であると考えられることから、本制度を適用して設定された賃借権には適用されないものとするべきである。</p>

10 農林水産省 構造改革特区第21次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	都市計画法第34条第11号の「条例で指定する土地	都道府県	愛知県	
	の区域内」における農地転用許可要件の緩和	提案事項管理番号	1028170	
提案主体名	愛知県			

制度の所管・関係省庁	農林水産省
-------------------	-------

求める措置の具体的内容	<p>現行、農地転用許可の要件として、宅地の造成(その処分を含む)のみの転用は、例外を除き原則的に許可できないこととなっている。都市計画法第34条第11号の「条例で指定する土地の区域内」である農地について、この例外に加えることにより、同区域内において宅地造成のみの転用行為も許可できるようにする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【事業内容、提案理由】</p> <p>農地転用の許可要件上、「土地の造成(その処分を含む)のみを目的とするもの」は、省令で定められた例外に該当しなければ許可できないことになっている。</p> <p>市街化区域の転用は、あらかじめ農業委員会に届け出ることにより許可不要とされているため、この要件の適用はない。</p> <p>都市計画法第34条第11号の「条例で指定する土地の区域」は市街化区域に隣接又は近接しかつ自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成すると認められる地域が指定されるものである。このため、当該区域の農地は、市街化区域に準じた立地にある農地と考えることが出来る。</p> <p>都市計画法第34条第11号が適用されると、都市計画法上は指定された用途の土地として造成のみの開発行為も可能となることから、農地転用規制においても市街化区域に隣近接する当該区域の「宅地造成のみの転用」を認めることにより、条例で指定した効果をより発揮させることが出来る。</p> <p>このため、「土地の造成(その処分を含む)のみを目的とする」転用は許可できないとされていることの19種類の例外に、「都市計画法第34条第11号に該当する場合」に関するものを加えるものである。</p>

10 農林水産省 構造改革特区第21次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	市街化調整区域における、土地開発規制の緩和②	都道府県	愛知県	
		提案事項管理番号	1031050	
提案主体名	株式会社 玉越			

制度の所管・関係省庁	農林水産省
-------------------	-------

求める措置の具体的内容	<p>市街地に隣接している、市街化調整区域においては、その調整区域内における土地開発を、東日本大震災の影響等による電力不足の解消並びに地球温暖化対策に適合した設備を有する建築物にあっては、開発を許可する。具体的には太陽光発電設備を具備した、21世紀型の娯楽施設の建築を促進する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>市街化区域に隣接する、市街化調整区域内の農地においては、従業者の高齢化並びに継承者不在が非常に大きな社会問題となっている。現行における市街化調整区域では、他の用途への転用が非常に難しく、いわゆる耕作放棄地の類が年々増加しており、このままでは市街化地域に隣接する市街化調整区域は疲弊の一途をたどることとなる為、東日本大震災の影響等による電力不足の解消並びに地球温暖化対策に適合した設備を有する建築物にあっては、娯楽施設に限り、ある一定の要件を満たせば、構造改革特区により、市街化調整区域内の土地開発規制を緩和することとする。これにより電力不足の解消、高齢者農家の救済や耕作放棄地対策がなされるばかりか、政府が定めた数値目標である、「CO2 等排出量について、2020 年までに 25%減(1990 年比)」の達成に寄与できるものである。</p>

10 農林水産省 構造改革特区第21次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	国の転用許可権限の県への移譲及び農地転用許可に係る大臣との事前協議の廃止	都道府県	兵庫県	
		提案事項管理番号	1034120	
提案主体名	兵庫県			

制度の所管・関係省庁	農林水産省
-------------------	-------

求める措置の具体的内容	農地転用について、申請者の負担軽減や事務手続きの簡素化を図るため、大臣許可に係る転用許可権限を県に移譲する
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>農地転用について、申請者の負担軽減や事務手続きの簡素化を図るため、大臣許可に係る転用許可権限を県に移譲する</p> <p>提案理由:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地転用の許可事務は、全国統一的な許可基準によって法令化され、運用されているうえに、都道府県の行う転用許可事務は、農業委員会系統の意見書進達や諮問によって、客観的かつ総合的な判断が担保されているので、転用面積によって許可権限や法定協議の要否を区分することには合理性がない

10 農林水産省 構造改革特区第21次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	カブトムシ飼育の継続に資する農地転用の規制緩和	都道府県	福岡県	
		提案事項管理番号	1036010	
提案主体名	久留米自然かぶと虫牧場			

制度の所管・関係省庁	農林水産省
------------	-------

求める措置の具体的内容	<p>カブトムシの飼育を継続させ、青少年健全育成や都市と農村の交流を推進するためにも、酪農再建費の確保を目的とした第1種農地における分譲住宅申請(農地転用)を認めてほしい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>家畜排泄物を利用した昆虫飼育事業の特例(久留米カブトムシ特区)を活用して、環境影響に配慮しながら堆肥を使った昆虫飼育を可能とすることにより、カブトムシの無償配布を継続し、児童の自然への関心の醸成、地域が一体となった青少年健全育成、カブトムシを通じた都市と農村の交流を推進してきたが、妻の病気、カブトムシの飼育や運送に多額の資金を要したため、本業である酪農業が休業に追い込まれてしまった。そのため、特区を活用したカブトムシの飼育もストップしてしまっている。</p> <p>カブトムシの飼育を再開させるには、まず酪農業を再建させなければならず、そのためには資金を集める必要がある。そこで、先代から続いた農地の一部に対し分譲住宅地転用申請を行い、その売却をもって資金を確保することを検討したが、当該農地が第1種農地であり、また隣接地が農業振興地域であることも理由に、当該申請が出来ない状況にある。</p> <p>全国には、カブトムシを楽しみに待っている子どもたちがたくさんいること、久留米カブトムシ特区の継続は、全国の子どもたちの健全育成、都市と農村との交流促進も図られ、地域の活性化に繋がること、酪農業を再建し、カブトムシの飼育も再開させ、全国の子どもたちに夢と希望を与えるためにも、優良農地の分譲住宅地転用を認めてほしい。</p>

10 農林水産省 構造改革特区第21次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	メガソーラー発電に関する農地転用の緩和	都道府県	栃木県	
		提案事項管理番号	1037030	
提案主体名	那須町			

制度の所管・関係省庁	農林水産省
-------------------	-------

求める措置の具体的内容	<p>送電線直下または、送電線近接の農地について、事業化が可能な農地については、10haを超える第1種農地であっても農地転用を可能とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>再生可能エネルギーを利用した発電事業を公共的事業に位置付け、エネルギー源の分散と「自然エネルギーのまち」として、地域の活性化を目指す。</p> <p>提案理由</p> <p>本町においては、地域エネルギービジョンを平成23年3月に策定し、メガソーラー発電等の再生可能エネルギーを活用したまちづくりを目指すものとしている。メガソーラーは、1000kw(1メガ)の出力を得るために、約2haの用地を要する。また、事業化については、送電線に近接した土地が望まれている。この候補地に農地が存在する場合、10ha以上の規模の一団の農地の場合は、第1種農地となり、原則転用不許可であることから、実際に大規模な事業化が可能となる一団の土地が存在してはいるが、今後の推進は困難な状況である。この対処法として、農地法施行令第10条第1項第2号ホには、公共性が高い事業であって農林水産省令で定めるものは農地転用を了としている。これにリンクする施行規則第37条に、公共性が高い事業が掲げられているが、再生可能エネルギー事業は対象となっていない。</p> <p>このため、本規則に平成23年8月に成立した再生可能エネルギー買取法に掲げられた資源を利用した発電事業を、公共性のある事業に加えることにより、本町における地域エネルギー源の整備を促進することができる。</p> <p>代替措置</p> <p>送電線直下または、送電線近接の土地でなければ採算性の問題から事業化は困難である。よって、対象となる農地が限定されることから、本提案が現実化した場合においても、町全体の農地面積に与える影響は少ないものとする。</p>